

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期東村山地域創生事業推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

東京都東村山市

3 地域再生計画の区域

東京都東村山市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の人口は、平成12年から平成24年まで概ねいずれの年次も対前年比プラスで推移し、その後は、住宅地開発の沈静化等を要因に平成24年の153,337人をピークに減少傾向に転じており、平成27年の149,956人を底にやや持ち直してはいるが、住民基本台帳による令和7年1月1日時点の人口は151,795人となっている。また、将来人口については、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計では令和42年には総人口が140,613人、コーホート要因法による独自推計では110,950人である。

年齢3区分別の人口動態を見ると、年少人口及び生産年齢人口は、いずれも平成23年を境に減少に転じ、令和7年1月1日時点においては、年少人口は16,931人、生産年齢人口は93,544人となっている。一方、老年人口は、41,320人と、平成12年からの25年間に約1.8倍となり、特に75歳以上の高齢者は平成12年の8,292人から令和7年1月1日時点では24,378人と、約2.9倍に大きく増加している。人口構成の大きな山の1つを形成している団塊の世代の加齢に伴い、今後、75歳以上の高齢者がさらに増加すると見込まれる。令和2年における老年人口の構成比を多摩地域26市の中で比較すると、東村山市は26市中9番目、と多摩地域の中でも高齢化が進んでいる状況にある。

自然増減の推移を見ると令和6年では984人の自然減となっている。20～39歳の若年女性人口と出生数の推移は、ともに減少傾向にあり、近年の出生数の減少要因

として、若年女性人口の減少が大きく影響していることが伺える。平成 23 年の 20～39 歳の女性人口は 19,438 人、平成 22 年中の出生数が 1,335 人であるのに対し、令和 4 年の 20～39 歳の女性人口は 15,781 人であり、令和 6 年中の出生数は 786 人となっている。合計特殊出生率は、平成 17 年の 1.14 から平成 22 年に 1.36 に上昇したものの、平成 23 年以降は再び増減を繰り返し、平成 28 年から令和元年は多摩地域 26 市全体の数値を下回っている。平成 27 年から令和元年の合計特殊出生率を多摩地域 26 市の中で比較すると、平成 28 年に 26 市中 24 番目と下位に位置し、それ以降も一貫して低位で推移していたが、令和 2 年においては平均を上回り、10 番目であった。

社会増減の推移を見ると、転入者数は平成 23 年から平成 26 年までにかけて減少傾向にあったが、平成 27 年から平成 29 年までにかけては増加傾向に転じ、増減はありながらも以降は 7,000 人台で推移しており、令和 6 年中の転入者数は 7,440 人であった。一方、転出者数は平成 29 年以降一貫して減少し、令和 6 年には 6,327 人であった。これらの状況を受けて、平成 25 年から平成 27 年までにかけて転出超過となっていたが、平成 28 年から転入超過に転じ、令和 6 年の社会増は 1,113 人となっている。こういった社会増により人口減少の進行はやや食い止められているが、推計上では人口減少局面に入っている。

人口の変化が地域の将来に与える影響を考察すると、行財政への影響の面では、人口減少・少子高齢化の進展により、歳入の根幹をなす市税が減少する一方、扶助費が増大し、財政の硬直化が進む恐れがある。住宅や土地利用への影響の面では、住宅・土地の需要が低下し、空き家や低未利用地が増加することで地域全体の衰退につながる恐れがある。地域住民の日常生活への影響の面では、地域住民の高齢化や世帯数減少、生産年齢人口の減少がコミュニティ機能の弱体化や生活利便性の低下等、地域の活力を損なう負の連鎖を引き起こす恐れがある。

これらの課題に対応するため、地域の活性化に向けた今後のまちづくり等を通じて、人口減少に歯止めをかける。取組みの方向性は次の事項とし本計画期間における目標の達成を図る。

●基本目標 1 多様な価値観や働き方の中で、妊娠・出産、子育ての希望がかなうまち

●基本目標 2 暮らす人、働く人、訪れる人みんなにとって魅力あふれるまち

●基本目標3 安全・安心に暮らし、だれもが活躍できるまち

【数値目標】

5-2 の①に 掲げる 事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2030年度)	達成に寄与 する地方版 総合戦略の 基本目標
ア	年少人口（0～ 14歳）	17,295人 (令和6(2024)年 度)	16,800人を上回る (令和12(2030)年 度)	基本目標1
イ	20～40歳代の社 会移動数	261人増 (令和5(2023)年 度)	370人増を上回る (令和12(2030)年 度)	基本目標2
ウ	市民の幸福度	6.6 (令和6(2025)年 度)	7.0 (令和12(2030)年 度)	基本目標3

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第2期東村山地域創生事業推進事業

- ア 多様な価値観や働き方の中で、妊娠・出産、子育ての希望がかなうまちをつくる事業
- イ 暮らす人、働く人、訪れる人みんなにとって魅力あふれるまちをつくる事業

ウ 安全・安心に暮らし、だれもが活躍できるまちをつくる事業

② 事業の内容

ア 多様な価値観や働き方の中で、妊娠・出産、子育ての希望がかなうまちをつくる事業

若い世代が、この東村山で出産、子育てをしたい、人生の大事なステージを過ごしていきたいと思えるまちづくりを進める。妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援、地域全体でのこども・若者の成長支援に加え、希望するワークライフスタイルを選択し、だれもが自分らしく活躍できるまちづくりを推進する。

【具体的な事業】

- ・安心して出産・子育てができる環境の整備事業
- ・こども・若者育成の環境づくり事業
- ・起業・創業への支援事業 等

イ 暮らす人、働く人、訪れる人みんなにとって魅力あふれるまちをつくる事業

自然環境や生活環境の良さという強みを活かしながら、駅周辺をはじめとするまちの基盤の整備や、地域に活力を生み出す産業の振興により、まちのにぎわいを創出する。まちの魅力を市内外に発信し、交流人口・関係人口を拡大するとともに、東村山市への愛着意識を高め、地域の担い手を増やす。広域的な連携体制を活かした産業や観光の振興、効果的な魅力発信に取り組む。

【具体的な事業】

- ・東村山駅付近の連続立体交差事業
- ・持続可能な都市農業の推進事業
- ・デジタル地域ポイント事業 等

ウ 安全・安心に暮らし、だれもが活躍できるまちをつくる事業

住み続けたいまちであるために、防災力・防犯力の向上や交通安全の推進、気候変動対策に取り組み、安全・安心に暮らすことができるまちづくりを推進する。少子高齢化の進行によって社会構造が大きく変化し、

様々な地域課題が顕在化する中で、年齢、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、多様な人材が活躍し、支えあうことで地域課題が解決される、持続可能なまちづくりを進める。

【具体的な事業】

- ・ 地域防災力の強化事業
- ・ 住み慣れた地域で暮らし続けるための環境整備事業
- ・ 健康づくりの促進事業 等

※なお、詳細は東村山市第3期創生総合戦略のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

14,500,000千円（2026年度～2030年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

産業・金融・労働等の分野において識見を有する者、学識経験者、おおむね20歳以上40歳未満の市民で委員が構成される「東村山市創生総合戦略推進協議会」にて毎年度7月頃に効果検証を行う。効果検証の会議録は、協議会開催後に本市公式ウェブサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

2026年4月1日から2031年3月31日まで

6 計画期間

2026年4月1日から2031年3月31日まで